

しゅわ きも
手話で気持ちを
つた
伝えてみよう!



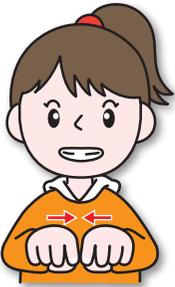
ありがとう



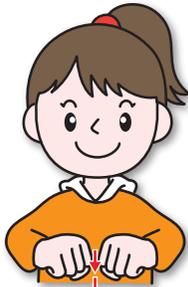
うれしい



好き



いっしょ
一緒

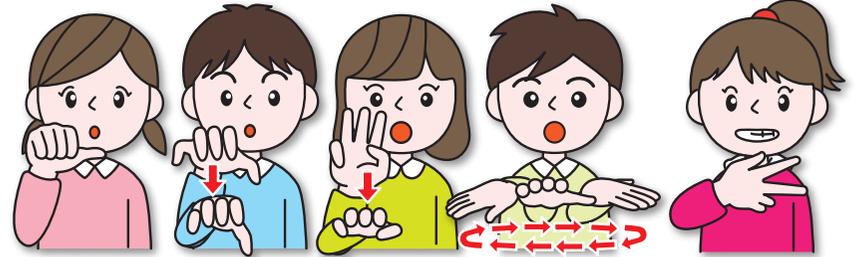


がんば
頑張る



はくしゅ
拍手

しゅわ げん ごしようれい
手話言語条例



ご 五 しよ 所 がわ 川 ろ 原 し 市



しゅわ
手話



げんご
言語



じょうれい
条例

ごしよがわらし、しゅわ げんご めいじ しょうがいしゃ げんり かん
五所川原市は、手話を言語として明示した障害者の権利に関
する条約(平成26年第1号)及び障害者基本法(昭和45年法律第
84号)に基づいて、手話言語への理解の促進及び手話言語の普
及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の
役割を明らかにし、ろう者とろう者以外の者が共生することの
できる地域社会の実現を目的として、令和3年(2021年)4月
1日に五所川原市手話言語条例を制定しました。

発行 令和3年4月1日

五所川原市 福祉部・福祉政策課・障害福祉係
TEL0173-35-2111(内線 2494~2497)